

令和6年度  
犬の鑑札等交付及び手数料徴収事務  
事業者募集要項

大阪市健康局健康推進部生活衛生課

(令和6年2月)

## 目 次

1 概要等について	2
2 業務委託内容等	
(1) 業務委託内容	2
(2) 委託期間	3
(3) 委託料	3
(4) その他	3
3 事業者の募集	
(1) 公募要件	4
(2) 申請方法	4
(3) 受注者の決定・契約の締結	5
別紙1 業務の流れ	6
別紙2 特記仕様書	7
様式第1号 鑑札・注射済票交付実績報告書	8
様式第2号 飼い犬の登録申請書	9
様式第3号 狂犬病予防注射実施報告書	9
様式第4号 鑑札・注射済票交付実績報告書(年間実績)	10
様式第5号 請求書	11
様式第6号 公募申請書	12

## 1 概要等について

大阪市（以下、「市」という。）が実施する犬の鑑札等交付及び手数料徴収事務事業（以下、「本事業」という。）が円滑に行われるよう、大阪市内の事業者（以下、「受注者」という。）を広く公募し、各区保健福祉センター等本市施設のみならず、受注者の各動物病院においても申請手続きが出来るようにすることにより、市民サービスの充実及び狂犬病予防法に基づく各届出率の向上を図ることを目的とする。

なお、鑑札等とは、大阪市狂犬病予防法施行細則第6条で定める鑑札、同細則第7条で定める注射済票及び大阪府動物の愛護及び管理に関する条例施行規則第4条で定める飼い犬の飼養標識をいう。

## 2 業務委託内容等

### (1) 業務委託内容（「別紙1 業務の流れ」参照）

受注者の業務内容は次のとおりとする。

ア 市が指定する日時及び場所において、鑑札等を受け取ること。

市があらかじめ預託する鑑札等を紛失しないように適切に管理すること。

イ 登録申請の受付及び鑑札の交付

鑑札を交付する際には、区保健福祉センターに当該犬が登録されていないことを確認すること。

区保健福祉センターの閉庁時間に鑑札を交付する際には、犬の所有者（所有者以外の者が管理する場合には、その者。以下同じ。）に登録済みでないことを十分に確認すること。犬の所有者が登録済みであるのか否か定かでない場合は、鑑札を交付しないこと。

鑑札を交付した対象犬が、既に登録済みであることが判明した際には、受注者の責任において、交付した鑑札を所有者から返還させること。

また、マイクロチップが装着されている犬については原則鑑札を交付しないこと。

ウ 登録及び鑑札交付手数料（3,000円）の徴収並びに領収書の交付

エ 注射済票の交付（原則、受注者が狂犬病予防注射を実施した場合に限る）

オ 注射済票交付手数料（550円）の徴収及び領収書の交付

カ 実績報告

受注者は、1カ月毎に「様式第1号 鑑札・注射済票交付実績報告書」と「様式第2号 飼い犬の登録申請書」及び「様式第3号 狂犬病予防注射実施報告書」を、原則翌月5日（ただし、3月分は履行期間内）までに区保健福祉センターへ提出しなければならない。

キ 収納事務について

受注者は、市が事前に配付している納付書で、1カ月毎（原則当該月の翌月月初から2週間以内）に大阪市公金収納取扱金融機関等を通じ、登録及び鑑札交付手数料並びに注射済票交付手数料を市に引き渡さなければならない。ただし、鑑札を交付した場合は、必ず区保健福祉センター

からの二重登録確認の結果連絡を受けた後、大阪市公金収納取扱金融機関等へ納付すること。

なお、既納の手数料は還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

ク その他市が指定する物品の配付

ケ 委託期間終了後直ちに未交付の鑑札等を市に返還すること。

## (2) 委託期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

ただし、契約書の履行期間の始期が令和6年4月2日以降の場合、契約期間の始期は4(2)アによるものとする。

## (3) 委託料

ア 予定数量

受注者全体での予定数量は以下の通りである。

鑑札交付 756件

注射済票交付 52,245件

イ 業務完了報告

受注者は委託期間終了後、速やかに「様式第4号 鑑札・注射済票交付実績報告書(年間実績)」を市へ提出すること。

ウ 検査

市は前記イの業務完了報告を受けた日から10日以内に、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者へ通知する。

エ 請求

受注者は前記ウの検査に合格したときは、「様式第5号 請求書」により業務委託料の支払いを請求することができる。

オ 委託料単価

鑑札交付及び手数料徴収1件につき 440円(消費税等を含む)

注射済票交付及び手数料徴収1件につき 110円(消費税等を含む)

カ 支払日

市は、請求を受けた日から30日以内に委託料を支払う。

## (4) その他

ア 受注者は、この契約の履行にあたって個人情報及び業務に係るすべてのデータ(以下「個人情報等」という。)を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、大阪市個人情報の保護に関

する法律の施行等に関する条例（令和5年大阪市条例第5号）及びその他の関連する法令等の趣旨を踏まえ、この要項の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。

- イ 委託内容について疑義が生じた場合は、市担当者と事前に協議を行うものとする。
- ウ 受注者は申請内容に変更が生じた際は、速やかにその内容を届け出ること。
- エ 別紙2の特記仕様書各項目を遵守すること。
- オ 委託料単価等は予定であり、契約締結は令和6年度予算発効後とする。

### 3 事業者の募集

#### (1) 公募要件

ア 本事業にかかる公募要件については、「大阪市内に所在している動物病院の開設者」又は、「大阪市内に所在している動物病院の開設者が複数加盟している法人」で以下の要件を全て満たす者とする。

なお、動物病院とは「飼育動物診療施設開設届」が市に提出されている施設を指す。

- イ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- ウ 納税義務者にあつては、最近1年間において消費税及び地方消費税、大阪市の法人市民税及び固定資産税を完納していること。
- エ 「大阪市内に所在している動物病院の開設者が複数加盟している法人」による申請の場合は、法人登記されていること。

#### (2) 申請方法

「様式第6号 公募申請書」により、次のとおり申請すること。

FAXまたはメールによる場合、イ書類提出先に記載のFAX番号またはメールアドレスへ送信すること。（FAXまたはメールによる場合、必ずイ書類提出先へ電話連絡のうえ、FAXまたはメールの到達確認を行うこと。）送付の場合、当日の消印有効。来庁により申請する場合は、次の申請期間中の土日祝日を除く平日とする。

##### ア 申請期間

契約期間の始期を令和6年4月1日とする場合は、令和6年3月11日までとする。

なお、令和6年3月12日以降においても令和6年11月30日まで随時受付を行うが、その場合の契約期間の始期は申請日に応じ、次のとおりとする。

- (ア) 令和6年3月12日から令和6年5月31日まで申請分  
契約期間の始期：令和6年7月1日
- (イ) 令和6年6月1日から令和6年8月31日まで申請分  
契約期間の始期：令和6年10月1日
- (ウ) 令和6年9月1日から令和6年11月30日まで申請分  
契約期間の始期：令和7年1月1日

※12月1日以降については、年度途中の申請を受付けない。

なお、契約期間の始期の前日までに「誓約書」（別添ファイル「誓約書」参照）をイ 書類提出先まで提出すること。

イ 書類提出先

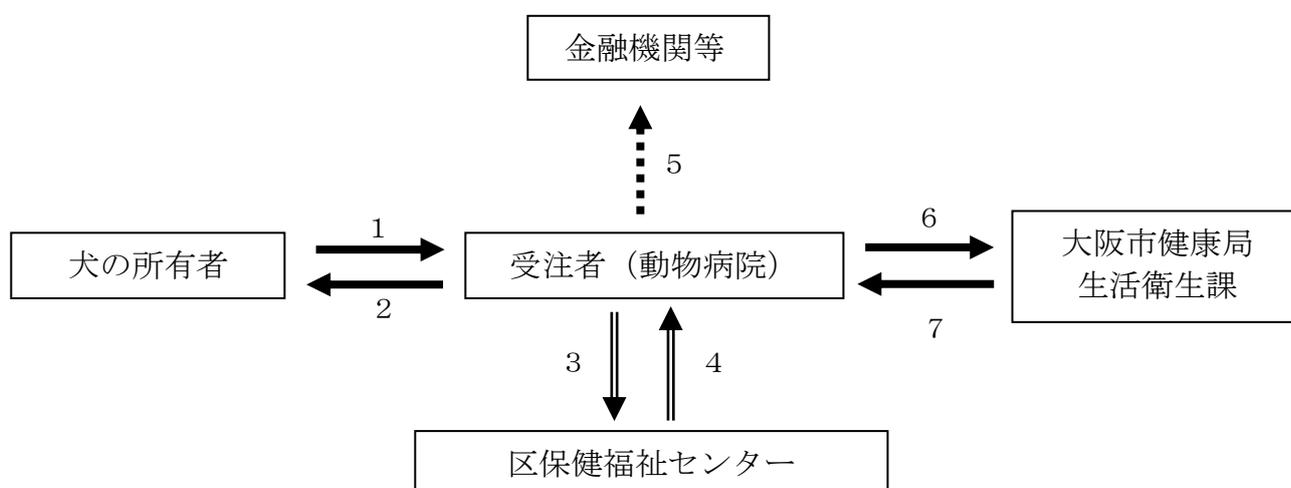
大阪市健康局健康推進部生活衛生課 乳肉衛生・動物管理グループ  
〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所2階  
電 話 06-6208-9996  
FAX 06-6232-0364  
メール fc0006@city.osaka.lg.jp

**(3) 受注者の決定・契約の締結**

公募要件を満たし、契約締結が可能と判断された場合は、市から受注者あて通知した後、業務委託契約を締結する（別添ファイル「契約書（様式）」参照）。

事業者については、市ホームページに随時掲載する。

## 業務の流れ



- 1 受注者 (動物病院) が狂犬病予防注射を実施。  
 犬の所有者 (所有者以外の者が管理する場合には、その者。以下同じ。) から、注射料金とともに登録及び鑑札交付手数料 (3,000 円、新規登録のみ)、注射済票交付手数料 (550 円) を徴収する。  
 鑑札を交付する際には、二重登録を防止するために、区保健福祉センターに当該犬の登録状況を確認する。なお、区保健福祉センターの閉庁時間に鑑札を交付する際には、犬の所有者に登録済みでないことを十分に確認し、犬の所有者が登録済みであるのか否か定かでない場合は、鑑札を交付しない。  
 また、マイクロチップが装着されている犬については原則鑑札を交付しない。
- 2 受注者 (動物病院) は犬の所有者に鑑札 (新規登録のみ)、狂犬病予防注射済証、狂犬病予防注射済票、飼い犬の飼養標識及びその他市が指定する物品を交付する。
- 3 受注者 (動物病院) は1カ月毎に「様式第1号 鑑札・注射済票交付実績報告書」と「様式第2号 飼い犬の登録申請書」及び「様式第3号 狂犬病予防注射実施報告書」を原則翌月5日 (ただし、3月分は履行期間内) までに区保健福祉センターへ持参する。
- 4 区保健福祉センターは受注者 (動物病院) からの実績報告書受付後、鑑札を交付した受注者に関して、二重登録がないか確認を行い、原則5日間以内に受注者 (動物病院) へ確認結果の連絡を行う。
- 5 受注者 (動物病院) は区保健福祉センターから連絡を受けた後、翌月月初から2週間以内に納付書により鑑札・注射済票交付手数料を大阪市公金収納取扱金融機関等へ納付する。
- 6 受注者 (動物病院) は委託期間終了後直ちに「様式第4号 鑑札・注射済票交付実績報告書 (年間実績)」及び「様式第5号 請求書」を大阪市健康局生活衛生課あて送付するとともに、未交付の鑑札等を市に返還する。
- 7 大阪市は請求日から30日以内に委託料を支払う。

## 特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（健康局総務部総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（健康局総務部総務課）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

## 鑑札・注射済票交付実績報告書

年 月 日

\_\_\_\_\_区保健福祉センター所長 様

動物病院名\_\_\_\_\_

狂犬病予防法に基づく飼い犬の登録及び狂犬病予防注射の実施に係わって、当病院における交付結果について、次のとおり報告します。

### 記

- 1 交付期間：\_\_\_\_\_年 月 日 ~ \_\_\_\_\_年 月 日
- 2 登録申請書：\_\_\_\_\_通
- 3 狂犬病予防注射実施報告書：\_\_\_\_\_通
- 4 鑑札番号：\_\_\_\_\_
- 5 済票番号：\_\_\_\_\_
- 6 納付予定金額：\_\_\_\_\_円

受 付 印

(大阪市提出用)

No.

飼い犬の登録申請書

TEL ( ) 番

狂犬病予防法施行規則第3条第1項の規定により、飼い犬の登録を申請します。

大阪市長 様

所有者(管理者)住所 大阪市 区 丁目 番 号 号室

フリガナ 氏名

犬の所在地

種類	雑・	生年月日	年 月 日
毛色	白・黒・茶	性別	おす・めす
名称		成犬時の体格	大 中 小
その他の特徴			

- 継続
- 新規
- 不明
- 住所変更
- 再交付
- その他

見本 年 月 日

処 理	鑑 札	注 射 済 票
	年 月 日	年 月 日
	第 号	第 号

様式第3号 狂犬病予防注射実施報告書

(大阪市提出用)

No.

狂犬病予防注射  
実施報告書

TEL ( ) 番

大阪市長 様

所有者(管理者)住所 大阪市 区 丁目 番 号 号室

フリガナ 氏名

犬の所在地

種類	雑・	生年月日	年 月 日
毛色	白・黒・茶	性別	おす・めす
名称		成犬時の体格	大 中 小
その他の特徴			

上記の犬に対して狂犬病予防注射を行ったことを証明します。

(実施日)

見本

(実施者)

Lot. No.

処 理	鑑 札	注 射 済 票
	年 月 日	年 月 日
	第 号	第 号

- 継続
- 新規
- 不明
- 住所変更
- 再交付
- その他

令和6年度鑑札・注射済票交付実績報告書(年間実績)

年 月 日

大阪市健康局長 様

受注者

令和6年度鑑札等交付及び手数料徴収事務委託における実績については、以下のとおり報告します。

記

鑑札件数 件

注射済票件数 件

請 求 書

年 月 日

大阪市長 様

住 所  
氏 名

次のとおり請求します。

金 額	内 容
	大阪市鑑札等交付及び手数料徴収事務
	鑑札交付及び手数料徴収 @ 440円× 件
	注射済票交付及び手数料徴収 @ 110円× 件

※ 金額の前には必ず¥を付けてください。

債権者登録済の金融機関の口座に振り込んでください。

債権者番号								指定口座	
-------	--	--	--	--	--	--	--	------	--

※ 指定口座は、A、B、C、D、Mよりご指定ください。

次に指定する金融機関の口座に振り込んでください。

金融機関名称	支 店 名 称
預 金 種 別	口 座 番 号
フリガナ 口座名義	

本市記入欄

記載事項等照合先 (契約番号等)	執行主管コード	支出命令番号
業務区分	<input type="checkbox"/> 歳 出	<input type="checkbox"/> 歳 入
	<input type="checkbox"/> 歳計外	<input type="checkbox"/> 基 金

令和6年度 犬の鑑札等交付及び手数料徴収事務にかかる事業者公募申請書

年 月 日

大阪市健康局長 様

申請者住所

申請者氏名

電 話

連絡先電子メール

〔個人申請の場合は、自宅住所、氏名を記入  
法人申請の場合は、主たる事務所の所在地、法人名称、代表者の職・氏名を記入〕

犬の鑑札等交付及び手数料徴収事務にかかる事業者の公募に参加したいので、次のとおり申請します。

記

1 誓約事項

次の事項について、事実と相違ないこと及び遺漏なく実施することを誓約します。

- (1) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当していないこと
- (2) 最近1年間において消費税及び地方消費税、大阪市の法人市民税及び固定資産税を完納していること

※大阪市内に納税義務を有しない場合は本店又は主たる営業所の所在地における市町村民税及び固定資産税を完納していること

- (3) 飼育動物診療施設開設届を本市に提出していること
- (4) 募集要項における「2 業務委託内容等」に基づいて、業務を実施すること

2 添付書類

- (1) 別添 動物病院一覧
- (2) 登記（全部）事項証明書（履歴事項証明書）※大阪市内に所在している動物病院の開設者が複数加盟している法人が申請する場合のみ

3 業務責任者

契約書第19条に定める業務責任者

氏名

連絡先（電話番号）



様式第1号 別添 【記入例】

○動物病院一覧（動物病院の数に応じて適宜欄を増やしてください）

NO.

整理番号	動物病院名	開設者名	住所	電話番号	診療時間・休診日
1	〇〇動物病院	△△ △△	大阪市北区××	06-6208 —〇〇〇〇	月から金曜 9時00分から12時00分 16時30分から19時30分 土・日曜・祝祭日 9時00分から14時00分 休診日：木曜日

開設者名は、「飼育動物診療施設開設届」における開設者を指します。